

働く仲間の笑顔のために



田村まみ通信

mamitamura.com

令和2年7月号

参議院本会議で代表質問

公

益通報者保護法はリコール隠しや食品偽装など消費者の信頼を裏切る不祥事の多くが、事業者内部からの通報を契機として明らかになったことから、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を図ることによって、**国民生活の安定的及び社会経済の健全な発展**に資することを目的に平成16年に制定されました。しかし、この法律には欠陥が多いと予てから批判されていて、改正を望む声が他方面から挙がっていました。

法案に対しては、◇内部通報体制の整備の義務付け根拠 ◇中小企業の内部通報体制の整備を促進するための具体的な対策 ◇公益通報者対応業務従事者の守秘義務の扱いの違い等、14項目について質問を行いました。



「真の共生社会」の実現へ

厚

生労働委員会において、1週間の中で3回目の質疑に臨みました。

付託議案は「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律案」です。

はじめに加藤大臣にコロナ禍で相次いでいる流通サービスに係るハラスメント問題について具体的事例を掲げ見解を求めました。

度々、この問題に触れてきましたので加藤大臣の認識も深まりつつあるように感じましたが、他の省庁とも連携をして行かなければならない課題なので、消費者庁へも同様の働きかけを精力的に行っていこうと思っています。

法案に対しては◇認知症対策◇介護現場におけるハラスメント◇医療・介護現場のオンライン化等につて質問を行い、当事者の声が、まだまだ法律に反映していないと指摘に、更なる改善を求めました。

1週間に2回の本会議登壇

週

2回目の本会議では所属会派を代表して「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」に対する反対討論に立ちました。

反対の理由は

1. 介護福祉士養成施設卒業者の国家試験の、義務付けに係る経過措置の延長をし、介護職の社会的地位向上を妨げる。
2. 介護人材の確保に関する改正も極めて不十分であること等です。

法律案には理解できる部分もありますが、事業内容、人材、処遇、事業予算の確保と配分方法、事業実施の際の事務委託先など、不透明・不十分な部分が多々あり、地方自治体や介護の現場の声の反映が不十分と判断いたしました。

今後とも「働く仲間の声」が政策に反映されよう、努力を重ねてまいります。



事業継続の後押で雇用を守る

第

2次補正予算では、我々が求めてきた▽雇用調整助成金の拡充。
(1日当たりの上限額を現行の8330円から1万5000円)

▽休業手当の新制度創設。勤め先の資金繰り悪化などで休業手当を受け取れない人に国が直接、給付する「休業支援金」の制度を創設。

▽家賃支援の創設。店舗の賃料の負担を軽減するため、「家賃支援給付金」を創設する。(中堅・中小企業は月に50万円、個人事業主は25万円を上限に、原則、賃料の3分の2を半年間給付。複数の店舗を借りている事業者は上限額を中堅・中小企業は100万円、個人事業主は50万円に引き上げ)

▽持続化給付金の拡充。(フリーランスで収入を「雑所得」や「給与所得」として確定申告していた人も対象)が実現しました。それらについて、UAゼンセンの各部門と担当省庁での意見交換を川合たかのり議員と共に行いました。



LINE・田村まみ応援団

お友達登録お願いします。

田村まみの日々の活動、国会の質疑日程や働く仲間の国会見学などの模様を掲載しています。

